

JASTPRO 492

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

2020-03

今月号の内容

記事1. 令和2年度 事業計画書	1
記事2. 国連/CEFACT 活動の紹介	6
記事3. 国連CEFACTからのお知らせ	8

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 日本貿易関係手続簡易化協会 令和2年度 事業計画書

I 基本方針

近年、経済のグローバル化は着実に進んでいる。本年1月には日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が発効し、昨年2月に発効した日・EU経済連携協定については、発効済みの経済連携協定の中で最も利用されているとのことである。今後も、RCEP締結に向けた動きなど、経済連携深化やメガFTAの創設に向けた動きが活発化していくものと思われる。また、デジタル化の波は近年加速しており、貿易のみならず様々な分野で変革を促している。このような状況の中で、国際貿易取引等に係る各種手続の簡素化、電子化の推進は重要であり、国境を越えた電子データ交換のためのインフラ整備が進んでいる。

国際貿易の安全確保を図りつつ貿易の円滑化を推進するとともに、急速なデジタル化の波に対応するためには、IT技術を活用した貿易関係手続の電子化、各国間の貿易関連電子データ交換、並びにその基盤となる国際標準導入をさらに進めていく必要があり、当協会が参画する、国連欧州経済委員会(UNECE)に設置された国連CEFACT(貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)における国際標準化活動は、その重要性を増している。

当協会は、引き続き貿易関係団体や業界団体、企業等からのご支援を賜りつつ、これらの課題を解決すべく、幅広い分野において活動していくとともに、輸出入手続きにあたって皆様にご活用いただいている「日本輸出入者標準コード」についても、今後とも一層の利便性向上に努める所存である。

II 事業計画

当協会は、昭和49年の創立以来、複雑多岐に亘る貿易関係手続を簡素化し、その業務の効率化に資することを目的に、国連CEFACTが推進する電子商取引のための国際標準化活動、AFACT¹などアジア地域における貿易関係手続の簡素化に関する活動に積極的に参画し、国連の場で合意された国際標準や諸勧告に関する国内関係機関や関係団体等への普及促進活動を主に展開している。

併せて、諸外国における電子化の進展状況、あるいは我が国を始めとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等に係る調査研究活動を行い、その成果を広く紹介し、国内関係業界等における事業展開の一助となるよう努めるとともに、当協会が保守管理を行っている「日本輸出入者標準コード²」について、利用者の要請をも踏まえながら、適切な運用を行っている。

令和2年度においても、上記の基本方針の下に、国内外の諸機関との連携を緊密にしつつ、次の事業を行うこととする。

-
- 1 AFACT: Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business(貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会)。従来の「アジアEDIFACTボード(ASEB)」が、1999年9月の第17回ソウル会議において発展的に改組され、AFACTの略称はそのままに太平洋地域を加え、非政府組織として活動している。
 - 2 日本船主協会が、昭和43年にコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表(いわゆる「船協コード」)が前身。昭和58年から(一財)日本貿易関係手続簡易化協会が保守・管理を行っており、輸出入業務を行う当事者を特定するコードとしてNACCSで利用されている。

1. 広報等普及事業

(1) 広報普及事業

国連CEFACTが推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向及び各種勧告並びに我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向、さらには経済連携協定の動向に関する情報を収集し、当協会が発行する広報誌（月刊JASTPRO）及びホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員はもとよりこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布する。

また、当協会自らが企画して行う貿易手続にかかる適正かつ円滑な運用に関するセミナーを実施するとともに、国又は関係団体が主催するセミナー、各種研修等に講師を派遣するなど、貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化に関する普及促進活動を行う。

○ 広報誌：200部／月1回(電子メールでの配信：230件／月1回)

(2) 制度・電子化にかかる調査研究事業

貿易取引を含め国際物流の一層のスピード化が進む中で、経済連携協定においては、貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化の重要性が高まっている。これら協定等の発効に伴う我が国及び諸外国における諸制度の動向、電子化の進展状況等、時宜に応じたテーマを取り上げ、関係機関や関係団体等の協力を得つつ調査研究を行い、その結果を報告書に取りまとめ、当協会賛助会員を始めとする関係団体・機関、企業等に幅広く配布するとともに、当協会の広報誌やホームページに掲載する。また、我が国関係機関の政策立案に寄与する観点から、必要に応じ意見書等として取りまとめる。

《令和2年度実施事業の概要》

イ 経済連携協定の利活用促進のための調査とその情報提供(原産地手続等)

わが国はこれまで17の国・地域と経済連携協定を実施してきたが、本年1月に新たに日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が発効したところである。

貿易に関して経済連携協定のメリットを最大限享受するためには、当該協定の内容を輸出入者等に対し的確に周知し、輸出入者自らがその実効性を担保していくことが重要である。協定ごとに定められている原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための手続き等について、専門家等による輸出入者等への丁寧な説明が必要となる。

国連CEFACTの場においてもこれまで原産地証明書の電子化等が議論される中、令和2年度においては、米国判例法としての非特惠原産地規則に焦点を当て、米国への製品輸出に義務付けられる原産地表示、対中国追加関税措置の適用、日米貿易協定上の米国への輸出産品の材料原産地の判断等に使用される実態に鑑み、品目別に原産地判断の傾向を調査することとし、引き続き原産地規則等に関する輸出入者等への啓蒙・普及と、その内容をもとに関係団体・機関、企業等に対する情報提供等を展開する。

ロ 国連CEFACT日本委員会の活動

国連CEFACT日本委員会(JEC³)は、平成2年、我が国において国連CEFACTが開発する勧

3 JEC(UN/CEFACT Japan Committee)：平成19年(2007年)6月25日開催のEDIFACT日本委員会(JEC)総会において、JECの略称はそのままとし、フルネームを国連CEFACT日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として、関係機関や関係団体等により設立されたものである。

本委員会は、総会（年1回）及び運営委員会（年2回～3回程度）で構成され、それぞれ国連CEFACT総会に向けた審議、及び国連CEFACTが進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告に関する我が国関係業界の意見の集約等を行うべく活動を展開している。

当協会は、本委員会の事務局として令和2年度においてもこれまでの活動を継承し、時宜に応じた適切な対応を行っていく。

また、本委員会の下に設置されている「国連CEFACT標準促進委員会（JUS）」は、我が国の国連CEFACT活動への参画方針等の検討、既定の各種コード、要件等の修正・追加等の申請に関する審査等の活動を行っているところ、令和2年度においても同委員会の活動を継続する。更に、国連CEFACTの活動に参加している「国連CEFACT観光部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」についても可能な限り活動を支援していく。

《国連CEFACT総会等の開催》

- 第35回国連CEFACTフォーラム（ジュネーブ、スイス）：2020年4月27日（月）～5月1日（金）
- 第26回国連CEFACT総会（ジュネーブ、スイス）：2020年5月4日（月）～5日（火）
- 第36回国連CEFACTフォーラム（日程等未定）

(3) 国際機関との連携推進事業

当協会が我が国の窓口として機能する国連CEFACTとの連携推進はもとより、我が国の貿易相手国としてウエイトが高いアジア・太平洋地域との貿易関係手続の簡素化と電子化を促進するため、AFACT活動への参加を始め国連ESCAPが開催するアジア・太平洋貿易円滑化フォーラム（APTFF）等に必要に応じ参加していく。

《令和2年度実施事業の概要》

イ AFACT会議への参加

当協会は、AFACTの創設メンバーとして平成2年（1990年）以降AFACTの諸活動に積極的に参画してきている。

これまで、AFACT会議への参加等を通じ、当会議において検討された内容、WG（ワーキンググループ）での活動成果等を当協会の広報誌に掲載するとともに、ホームページにも公表し、当協会賛助会員を始め関係団体・機関、企業等に幅広く広報している。

AFACTは、毎年メンバー各国がホスト役を交替により担当し、年2回、中間会合（春季）と総会（秋季）を開催している⁴。昨年はタイがホストとなり、中間会合（5月、バンコク）及び総会（11月、バンコク）で開催された。（外務省のHP等では「バンコック」ではなく、「バンコク」が使われているので、訂正。）今年はマレーシアがホストとなり、中間会合（4月、クアラルンプール）及び総会（9月、ペナン島）が開催される予定である。これまでと同様に専門家を派遣して情報を収集していく。

4 平成28年（2016年）は我が国がホスト国となり、中間会合を5月に浜松市で、総会を11月に東京で、それぞれ関係団体等の協力を得て実施した。

《AFACT 総会等の開催》

- 第38回 AFACT 中間会議(マレーシア・クアラルンプール) : 2020年4月開催予定
- 第38回 AFACT 総会(マレーシア・パナン島) : 2020年9月開催予定

ロ その他会議等への参加

国連 ESCAP は、アジア開発銀行の協賛により、アジア・太平洋地域の貿易関係手続簡素化と電子化を促進するための APTFF (Asia-Pacific Trade Facilitation Forum) を開催し、アジア・太平洋地域の発展途上国を中心とした国際標準に基づく電子取引 (Paperless Trade) と貿易手続のシングルウィンドウ化の促進を目的とする UNNExT (United Nation Network of Expert on Paperless Trade in Asia and the Pacific) を組織するなど、アジア・太平洋地域で貿易手続の簡素化、電子化の推進に取り組んでいる。また、国連貿易開発会議 (UNCTAD) もアジア・太平洋地域で種々の活動を実施している。

当協会は、これまでもこれらの国際機関が開催する会議に職員等を派遣しているが、令和2年度においても必要に応じ当協会の職員等を派遣し、同地域での貿易関係手続の簡素化、電子化等に向けた活動に貢献していく。

(4) その他の事業

イ セミナー等開催事業

昨年2月に、駐日欧州連合 (EU) 代表部と共催で、EU 委員会租税・関税同盟総局担当課長と当協会業務二部長を講演者とする日 EU・EPA の原産地規則に関するセミナーを開催し、本年2月にも当協会、(公財) 日本関税協会、(一社) 日本通関業連合会、駐日 EU 代表部との共催で協定発効一周年を記念してセミナーを開催したところである。令和2年度においても、世界的な経済連携の進展に伴い、貿易関係手続の電子化と多国間での電子データ交換の重要性が高まりつつある中、メガ EPA に共通する原産地の自己申告 (証明) 制度実施上の実務実態、貿易取引を巡る国内外の新たな諸施策・制度に関する情報を提供することを目的に、日 EU・EPA、日米貿易協定の実施状況、RCEP 交渉の進捗等の動きを見つつ、時宜にかなったテーマを選択し、セミナーを開催する。

ロ 技術協力への支援事業

経済のグローバル化が進展し種々の経済連携協定が結ばれる中で、国際貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化は、一国だけで達成することは不可能であり、緊密な国際協力が必要不可欠である。このような状況下において、平成29年から JASTPRO に対し、世界各国の税関などで指導的な役割を果たすことが期待される将来のリーダーのために青山学院大学経営学研究科が世界税関機構 (World Customs Organization (WCO)) のスポンサーシップの下で提供する国際的な修士課程への協力 (講師派遣) が継続的に要請されている。これらの技術協力事業への支援・協力は、国際的に貿易関係手続の簡易化を推進し、ひいては途上国における日系企業の貿易活動の促進にも裨益するものであり、我が国政府が推進する貿易関係手続の簡易化に関する政策立案及びその実施への協力にも合致するものと考えられることから、これらの技術協力事業に対し、引き続き積極的に支援・協力していく。

2. 日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード(以下、「JASTPROコード」という。)は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS⁵の利用者(税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等)は、このコードを入力することにより貿易事業者名等を識別して、入出力や各種検索が出来ることとなっている。

平成29年10月以降、財務省・関税局の方針のもとNACCSの第6次更改に併せ、税関への輸出入申告手続きに際してはマイナンバー法⁶に基づく「法人番号」が使用されることとなったが、それ以降においてもNACCSを運営している輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCSセンター)と連携を図りつつ、法人番号を補完するコードとして、JASTPROコードの運用を継続していくこととなった。

令和2年度においても、JASTPROコードの発給及びその適正な保守管理を行うことにより、税関に対する輸出入申告のみならず、貨物管理、船荷証券の作成、関税等の口座振替、各種帳票類の処理が効率的に行われ、通関手続きの簡素化はもとより、国際物流の迅速化の実現に資するよう更なる利便性の向上に努めていく。

以上

5 Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

記事2. 国連/CEFACT 活動の紹介

国連/CEFACTはドメイン(分野・領域)別に登録した専門家(Expert)が活動していますが、研究・議論の対象が多岐にわたるとなると、研究対象範囲もひろがります。

たとえば、Agri(culture)ドメインでは繊維や衣服の議論が行われていることを以前のフォーラムの報告で紹介しましたが、「どうして繊維が農業なんだ?」という質問がいくつか寄せられました。

Agriドメインとして国連/CEFACTで定義された内容を整理してお知らせします。

農業漁業および農業食品ドメイン

PDA(企画開発分野)部門別コーディネーター Frans Van Diepen副議長

1) 農業漁業および農業食品ドメイン(以下 農業ドメイン)の内容

1-1) 背景情報

農業ドメインは、農業商品の国際貿易取引に関連するビジネスプロセス、商慣行、公式手順、および農業生産プロセス(動物および植物)、食料生産、および食品安全に関する電子情報交換に集中しています。漁業、林業、狩猟も農業分野の範囲に含まれています。

ドメインは、B2B、B2G、G2G、B2Cのすべての面で、種子/飼料からプレートまでの食品サプライチェーンをカバーしています。また、非食料農業生産(木材、繊維、油脂などの生産)もカバーしています。

農業分野の成果物は、飢餓の撲滅(SDG 2)や持続可能な漁業管理(SDG 14)など、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の実施に貢献しています。

農業ドメインは、2012年以前の国連/CEFACTの以前の組織構成の中の貿易およびビジネスグループ(TBG) 18の後継です。

1-2) 農業分野の概要

農業ドメインの作業は、いくつかの主要な分野に分かれています。

- 農産物と生産に関連する衛生問題
- 動物飼料と人間の食品の安全性の問題
- 農業プロセスをサポートするための情報交換(アドバイス、監視、製品情報、認証)
- 海洋漁業に関する情報の交換(監視、記録、報告)
- 動物、動物製品、植物、植物製品の追跡と追跡

1-3) 農業ドメインの成果物

次の通りです。

- 国連/CEFACTコアコンポーネントライブラリーへの貢献
- XMLスキーマと国連/EDIFACTメッセージ
- 実装のガイドライン
- 推奨事項

1-4) 農業ドメインの関与で議論されているその他の事項

次の通りです。

- 動物製品および植物製品の追跡および追跡に関する CITES との協力
- UN Bluenumber イニシアチブに関する UNGC (国連グローバル・コンパクト) および ITC (国際貿易センター、International Trade Centre) との協力

(編集部注)

UN Bluenumber は、2015 年に発足した国連-持続可能な開発目標 (UN-SDGs) に関する IT で測定基準・数値化を開発している国連の組織。

UNGC は、1999 年の世界経済フォーラム (ダボス会議) にて当時の国連事務総長コフィ・アナン氏が提唱した持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み。

ICT は、1964 年 5 月開発途上国の輸出振興策の技術的援助を行う目的で「GATT 貿易センター」として発足。1968 年 1 月、国連貿易開発会議 (UNCTAD) の資金拠出を得て、「UNCTAD/GATT 共同貿易センター」に改組される。1995 年、世界貿易機関 (WTO) の発足後に「国際貿易センター」に名称変更。

2) アクティブなプロジェクト

以下のような議論・提案作業が行なわれております。

- eCert「電子証明」- Guide
- eQuality 証明書
- 持続可能な繊維および皮革のトレーサビリティと透明性プロジェクト

3) 関連する成果物

次の通りです。

- eLab「Laboratory 電子実験室」
- eCert

(編集部注)

e は電子化を意味する符号です。

以上

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

1 16 March 2020:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "Minimum Standards for Ship Agents". This guidance was originally developed in the 1980s under UNCTAD (UNCTAD/ST/SHIP/13) and is being proposed for update as a UN/CEFACT recommendation in order to reflect changes in operational practices. If you would like more information, please contact the project leader, Jonathan Williams.

2 9 March 2020:

Given current concerns with the Coronavirus COVID-19, the UN/CEFACT Bureau has come to the decision to postpone the 35th Forum. The health and welfare of all participants is our principle concern. Some activities will be held virtually in April; more information will be circulated in the coming weeks.

(編集部注) 国連/CEFACT事務局はフォーラムの延期(実質上の中止)に続きCEFACT総会の電話会議での実施(5月4-5日ジュネーブでの開催予定から、5月4日の1日のみ)を決定しました。

3 9 March 2020:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "Cross Industry Supply Chain Track and Trace". This project will develop the business cases and electronic messages necessary for the tracing (monitoring the history) and tracking (monitoring the present and future movements) of an asset (such as a lot, pallet or container). If you would like more information, please contact the project lead: Hanane Bencha.

4 9 March 2020:

This is to announce a 30-day public review until 8 April 2020 concerning the Exchange Header Envelope (XHE) project. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

5 26 February 2020:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "Blockchain Services Infrastructure". This project will explore the necessary supporting tools for implementing Blockchain services and outline the technology infrastructures which can support high speed and scalable fourth generation Blockchain technology. It will produce a White Paper, building upon the work already developed under the UN/CEFACT Blockchain White Papers. If you would like more information, please contact the project lead: Nena Dokuzov.

6 19 February 2020:

UN/CEFACT would like to remind users that the cut-off date for submissions of new DMRs for UN/CCL D.20A and UN/EDIFACT D.20A is the 2 March 2020.

(編集部注) 3月号広報誌配信時点では時間外となる通知になりますが、国連/CEFACTの活動内容として報告致します。

以上

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動にご興味を持たれる方や日本輸出入者コードの利用者の方々のご参考として関係諸組織・団体ホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますのでご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(国内)
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(海外)
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
- ▶ 日本財団、公益財団法人JKA

JASTPRO 第45巻 第10号 通巻第492号

・禁無断転載

令和2年3月31日発行 JASTPRO刊19-10

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 菊川 正博

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【ご連絡窓口】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 祁答院(けどういん) 包則

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
Trade
PROcedures